

両親や祖父母にどう提案するか!?

ジュニアNISAの仕組みと

口座獲得のポイント



平 成28年から開始されるジュニアNISA制度は、祖父

母・親世代から孫・子世代へのスムーズな財産移転を助けるものである。また同時に、非課税制度を通じて長期かつ安定的な資産形成を促し、証券市場への安定的な資金供給を実現させることも制度の

目的とされている。本稿では、まず既存のNISA制度とも比較しながら、ジュニアNISA制度の仕組みを整理。次に、ジュニアNISAの特徴を踏まえ、お客様に対してどのように提案を行うと効果的かを考えていきたい。

既存のNISAの非課税枠は、現在100万円(平成28年から120万円)であるため、これと混同しないように気を付けたい。

また、投資した投資信託や株式などから生じる配当などが非課税であること、また最終的に売却したときの利益が非課税になることなどは、既存のNISA制度と同様である。

ジュニアNISAでは、18歳まで払出制限がかかる。一方、適用を受ける年齢だが、これは口座を開設しようとする年の1月1日時点で19歳以下である

こと。1月1日時点で20歳になっている場合には、既存のNISA制度を利用できるからだ。ジュニアNISAでは、18歳まで払出制限がかかる点が重要である。定義としては「3月31日時点で18歳である年の前年の12月末日」は制限がかかるのであるが、分かりやすく考えれば、「一般的に高校3年の12月末日まで」払出しに制限がかかることになる。

この制限があるにもかかわらず払い出す場合は、全額換金してジュニアNISA口座自体を廃止することになる。そのときには、これまでの利益(分配金など)および

ジュニアNISAの仕組み

ジュニアNISAの仕組みは、基本的には既存のNISAと同じと考えられる。ただし、金額や期間年数などに違いがあるため、そ

の点を中心に押さえておくとういだろう。まず年間に口座を使って投資できる金額の上限が80万円である。

ジュニアNISAでは、18歳まで払出制限がかかる。一方、適用を受ける年齢だが、これは口座を開設しようとする年の1月1日時点で19歳以下である

こと。1月1日時点で20歳になっている場合には、既存のNISA制度を利用できるからだ。ジュニアNISAでは、18歳まで払出制限がかかる点が重要である。定義としては「3月31日時点で18歳である年の前年の12月末日」は制限がかかるのであるが、分かりやすく考えれば、「一般的に高校3年の12月末日まで」払出しに制限がかかることになる。

び換金時の売却益に対して、課税されることになる点に十分な留意が必要である(なお、災害時の払出しなどの特例はある)。

では、ジュニアNISAの制度を利用中に、口座開設者の年齢が20歳を超えた(11月1日時点で20歳に達している)場合は、どうなるだろうか。この場合は、まず成年用の一般NISA口座が自動開設され、当該年以降はその口座で運用が継続される(図表1)。

ジュニアNISA口座の申込みにあたっては、顧客カードも記載してもらおうことになる。記載は、やはり取引代理人となる親が行うことになるが、投資目的・投資知識・投資経験については、取引代理人たる者のそれを記載してもらおう。

一方、財産については子自身のもをチェックする。これは、財産はあくまでも名義人に帰属する必要がある。ジュニアNISA口座の取引口座は金融機関の変更ができない。つまり、いったん他行庫に設定されてしまったら、その子ども

ジュニアNISAは、既存のNISAとともに、現状では平成35年までの制度となっている(将来的には恒久化するとの議論も出て

取引金融機関の変更はできないため予約活動が重要

ジュニアNISA口座の申込みにあたっては、顧客カードも記載してもらおうことになる。記載は、やはり取引代理人となる親が行うことになるが、投資目的・投資知識・投資経験については、取引代理人たる者のそれを記載してもらおう。

ジュニアNISAは、既存のNISAとともに、現状では平成35年までの制度となっている(将来的には恒久化するとの議論も出て

ジュニアNISAは、既存のNISAとともに、現状では平成35年までの制度となっている(将来的には恒久化するとの議論も出て

ジュニアNISAは、既存のNISAとともに、現状では平成35年までの制度となっている(将来的には恒久化するとの議論も出て

ジュニアNISAは、既存のNISAとともに、現状では平成35年までの制度となっている(将来的には恒久化するとの議論も出て

ジュニアNISAは、既存のNISAとともに、現状では平成35年までの制度となっている(将来的には恒久化するとの議論も出て



ジュニアNISAは、既存のNISAとともに、現状では平成35年までの制度となっている(将来的には恒久化するとの議論も出て

ジュニアNISAは、既存のNISAとともに、現状では平成35年までの制度となっている(将来的には恒久化するとの議論も出て

ジュニアNISAは、既存のNISAとともに、現状では平成35年までの制度となっている(将来的には恒久化するとの議論も出て

祖父母・両親にはどう提案する

①祖父母への提案ポイント
ジュニアNISAは、資金の拠出者として祖父母と両親の二通りが考えられる。まず祖父母への提案ポイントを整理してみたい。

相続対策として、資金の生前贈与を検討するお客様は少なくない。普通に相続が行われると、法定相続人は子であり孫は遺産相続しないが、相続相談の場面などで